

沖縄県立那覇国際高等学校 危機管理マニュアル



令和7(2024)年度

目次

【基本事項】

- 1 危機管理マニュアルの目的と位置付け
- 2 危機管理の基本方針
- 3 危機管理マニュアルの運用方法
 - (1)職員・関係者等への周知等
 - (2)マニュアルの保管方法
 - (3)マニュアルの見直しと改善

【事前の危機管理】

- 1 危機管理の前提となる危機事象
- 2 地域における防災・安全上の学校施設の役割
 - (1)学校の現状
 - (2)避難所等の指定状況

【防災計画】

- 1 目 的(学校要覧より)
- 2 任 務
- 3 組 織
- 4 地震時の活動
- 5 防災教育及び訓練
- 6 避難場所
- 7 その他
 - (1)クラス別避難経路一覧
 - (2)階別避難経路図
 - (3)学校における対応事項等

【地震・津波対応マニュアル】

- 1 地震対応マニュアル
- 2 津波対応マニュアル
- 3 在校時以外における津波対応マニュアル
- 4 地震発生直後からの津波情報の流れと情報活用ポイント
- 5 平常時における津波対応チェック項目

【資料】

別添 【初動対応マニュアル(フローチャート)】

- 1 授業中・部活動中の事故への対応
- 2 校外活動中の事故への対応
- 3 校内への不審者侵入への対応
- 4 学校周辺での不審者出没への対応
- 5 登下校中の交通事故(被害)への対応
- 6 熱中症への対応
- 7 感染症への対応
- 8 台風への対応
- 9 地震への対応
- 10 弾道ミサイルの発射への対応
- 11 学校に対する犯罪予告への対応

【基本事項】

1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

2011年3月11日(金)東北地方を襲った東日本大震災により、多くの尊い命が失われました。この震災で日本は、津波の脅威を改めて経験することになりました。

自然の力は、人間の想定をはるかに超え、甚大な被害を及ぼすことがあり、自然災害を最小限に食い止めるためにも、日頃からの備えが重要になります。

- 本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図り、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。
- 本校は、那覇市地域防災計画において災害対策基本法に基づく地震、津波等の避難所に指定されており、地域との関連を考慮した。
- 本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、初動対応部分を抜粋したフローチャートを「初動対応マニュアル」として活用することで、利便性を持った学校安全を考慮した。

2 危機管理の基本方針

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を執るものとする。

3 危機管理マニュアルの運用方法

(1) 職員・関係者等への周知等

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) マニュアルの保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

[¥¥Data¥2025¥1.共有¥99 危機管理マニュアル\(保存・更新\)](#)

(3) マニュアルの見直しと改善

下記に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

【定例見直し】

- * 毎年度当初、及び人事異動があったとき
- * 各種訓練・研修等を実施した後
- * 学校評議委員会において関係機関と協議したとき

【随時見直し】

- * 那覇市の地域防災計画など、関係機関の関連の改訂があったとき
- * 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき
- * 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

【事前の危機管理】

1 危機管理の前提となる危機事象

学校で起こり得る危機事象には、下記の表のように様々なものがあります。表にある事象以外にも、生徒等の個人情報の紛失、教職員の不祥事なども、学校にとっての危機事象と捉えることができるでしょう。

しかし、学校保健安全法で作成が求められる危機管理マニュアルとしては、少なくとも、生徒等の生命・身体の安全に重大な影響を及ぼす事象は網羅する必要があります。

このため、学校安全の3領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の観点から、様々な危機事象を想定しましょう。

危機事象	想定される事態	
生活安全	傷病の発生	熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等
	犯罪被害	不審者侵入、地域での不審者情報、学校への犯罪予告、校内不審物
交通安全	自動車事故 自転車事故	登下校中や校外活動中の交通事故
災害安全	気象災害	洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷 校内施設や近隣からの出火
	地震・津波災害	建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化
	火災	二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等
その他	感染症	結核、麻しん、新たな感染症 等
	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信 その他空からの落下物

※いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為は、生徒指導の観点から取り組まれる内容であるため、本ガイドラインの対象とはしていません。

2 地域における防災・安全上の学校施設の役割

(1) 学校の現状

那覇国際高等学校は、標高約25Mに位置しますが、大津波が発生した場合、海岸線からの距離が約1.3kmと近いこと、近くに安謝川があり、津波が川を遡上してくることも考えられ、決して津波が到達しないとは言い切れません。沖縄近海でも過去に大津波が発生したこともあります。地震や津波への十分な対策をしておく必要があります。

那覇市防災マップ2024

台風、大雨、地震などの各種災害はいつ起こるかわかりません。もしものときに素早く安全に避難できるよう、被害が予想される場所や避難所の位置、避難経路などを確認しておきましょう。被害を最小限におさえるためにも、一人ひとりが災害に対する知識と心構えを身につけておくことが大切です。

◆詳しくは、市ホームページに掲載されているなはマップをご確認ください。

お問い合わせ 防災危機管理課 ☎861-1102

電子版防災マップ

なはMAP!

スマホからいつでも防災マップを確認できます。

QRコードを読み込む

(2) 避難所等の指定状況

那覇市の「地域防災計画」では、以下のとおり災害時の指定避難所として指定されています。

施設名	災害種別				
	地震	津波	洪水	高潮	土砂
那覇国際高校(体育館)	○	○	○	○	○

【防災計画】

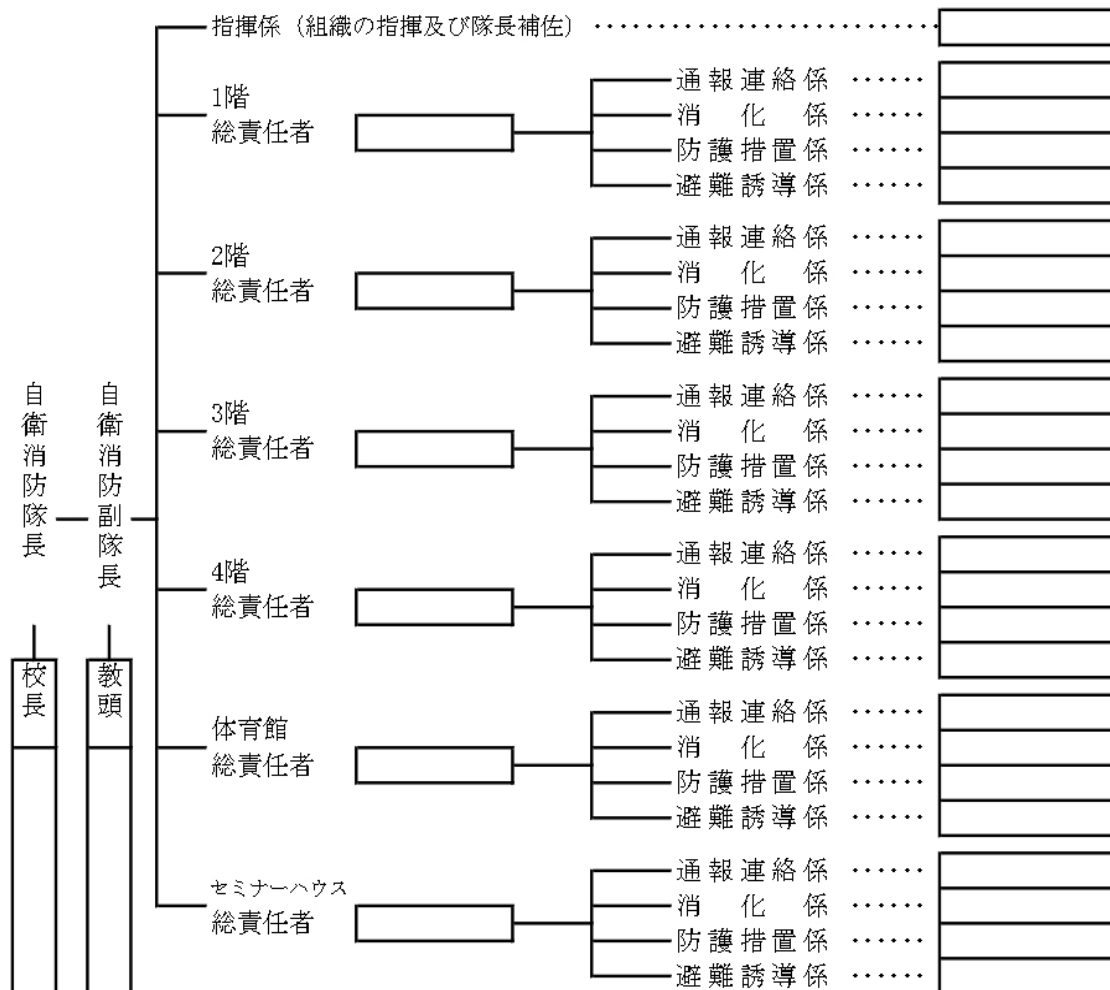
1 目的

消防法第8条第1項に基づき沖縄県立那覇国際高等学校における防災管理業務について定め、火災や震災等による災害を予防するとともにこれらの災害による被害を軽減し、職員・生徒をすみやかに避難場所に誘導し、安全を確保する。

2 任 務 防火管理者は教頭とし、次の係をおく

- (1) 通報連絡係:(通報)指揮係と連携し、消防機関に対する通報とその確認。
(連絡)指揮係と連携し、校内への出火の報知、消防隊への情報提供。
関係官公庁等への連絡にあたる。
- (2) 消 火 係:火災時において消火器等を操作し、消火作業を行う。
- (3) 避難誘導係:出火時及び震災時における生徒・職員の誘導にあたる。
- (4) 防護措置係:消防隊の誘導及び消防活動の障害物の除去等にあたる。

3 組織 (令和7年度学校要覧より)



4 地震時の活動

- (1) 授業中の場合、生徒を机の下などに身を寄せ落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入口を確保する。
- (2) 休憩中の場合は、その場所で身をふせ校内放送等による指示を待つ。
- (3) 避難開始の指示があった場合、生徒の混乱を防止し、避難場所へ誘導する。
- (4) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認したうえで行く。

5 防災教育及び訓練

- (1) 職員に対する年一回以上の研修
- (2) 消防計画の周知徹底
- (3) その他火災予防上必要な事項
- (4) 通報, 消火, 避難, 誘導の各々の訓練を定期的に行う。

6 避難場所 運動場(グラウンド)

7 その他

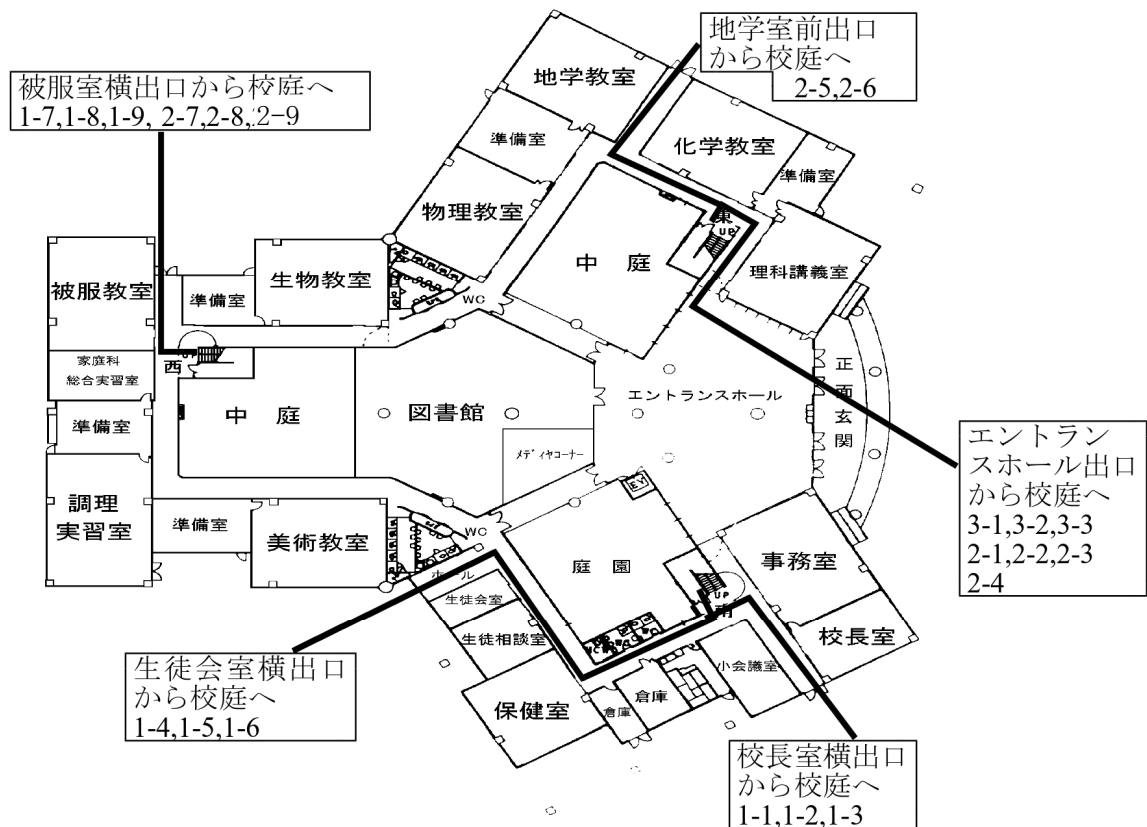
災害発見と同時に職員室等に連絡し、適切な行動をとり、被害を最小限度にとどめる。連絡を受けた職員は直ちに職員・生徒に適切な指令を発し、すみやかに活動を開始すること。

(1) クラス別避難経路一覧

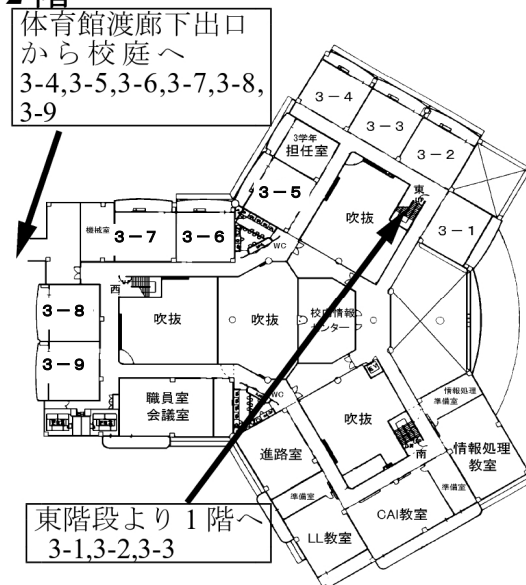
年	組	用階段	避難ルート
1	1	南階段	南階段を 1 階まで降り、校長室横出口より避難
1	2	南階段	南階段を 1 階まで降り、校長室横出口より避難
1	3	南階段	南階段を 1 階まで降り、校長室横出口より避難
1	4	南階段	南階段を 1 階まで降り、保健室前を通り生徒会室横出口より避難
1	5	南階段	南階段を 1 階まで降り、保健室前を通り生徒会室横出口より避難
1	6	南階段	南階段を 1 階まで降り、保健室前を通り生徒会室横出口より避難
1	7	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
1	8	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
1	9	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
2	1	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
2	2	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
2	3	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
2	4	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
2	5	東階段	東階段を 1 階まで降り、地学教室前出口より避難
2	6	東階段	東階段を 1 階まで降り、地学教室前出口より避難
2	7	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
2	8	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
2	9	西階段	西階段を 1 階まで降り、被服教室横出口より避難
3	1	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
3	2	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
3	3	東階段	東階段を 1 階まで降り、エントランスホール出口より避難
3	4	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難
3	5	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難
3	6	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難
3	7	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難
3	8	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難
3	9	体育館渡り廊下	体育館渡り廊下を通り、体育館前から避難

(2)階別避難経路図

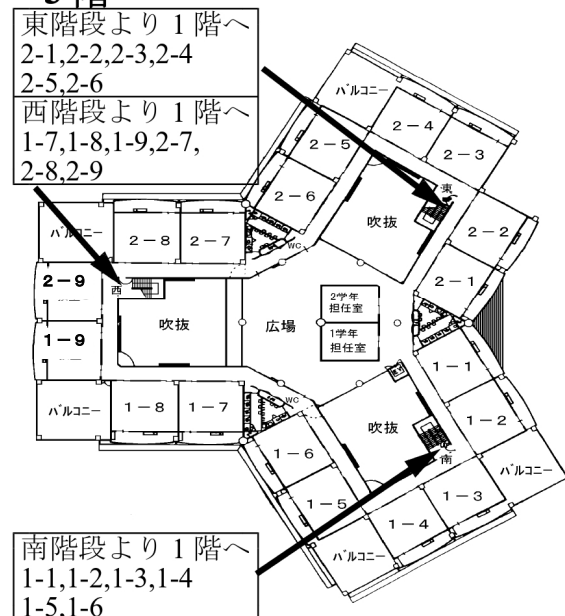
1 階



2 階



3 階

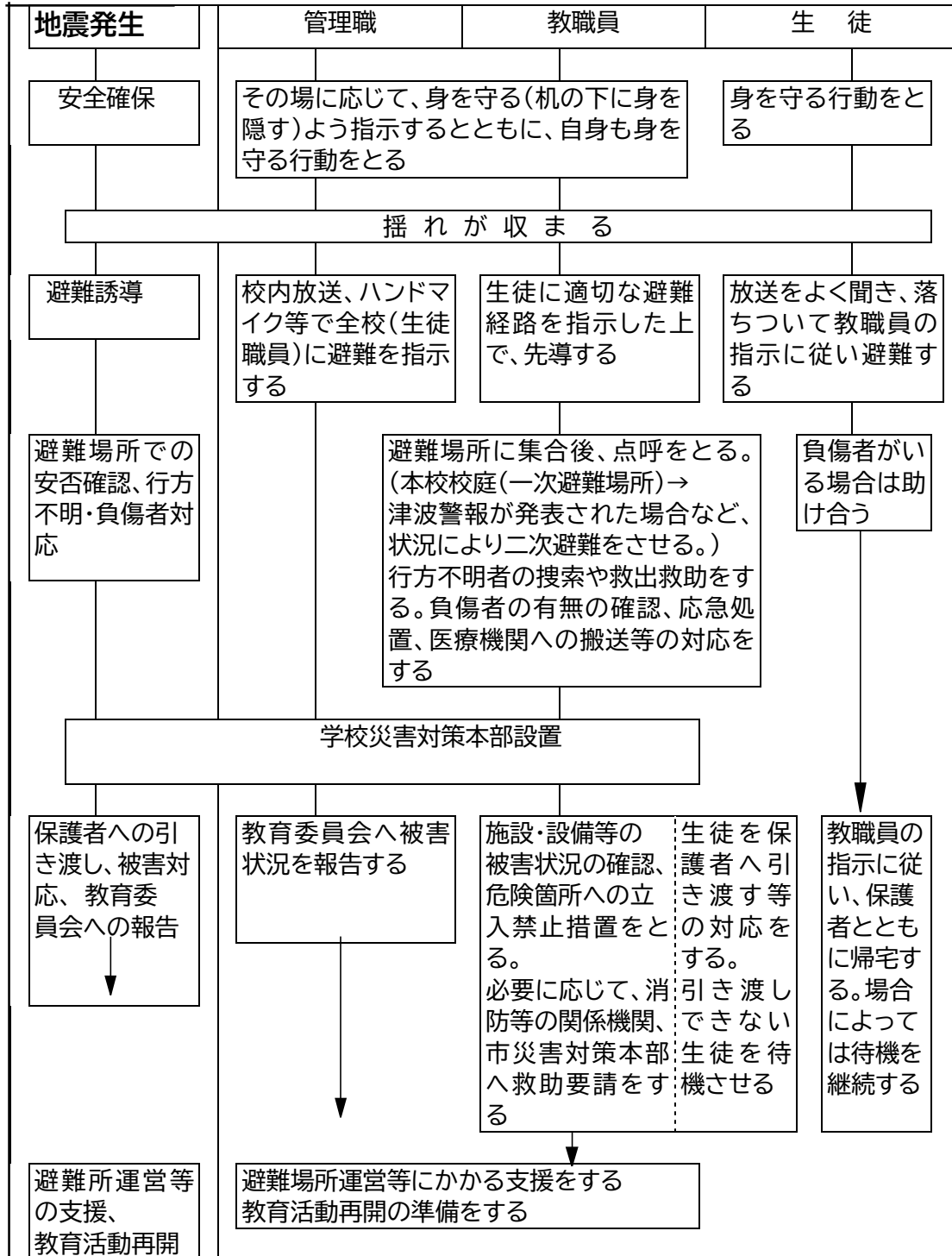


(3) 学校における対応事項等

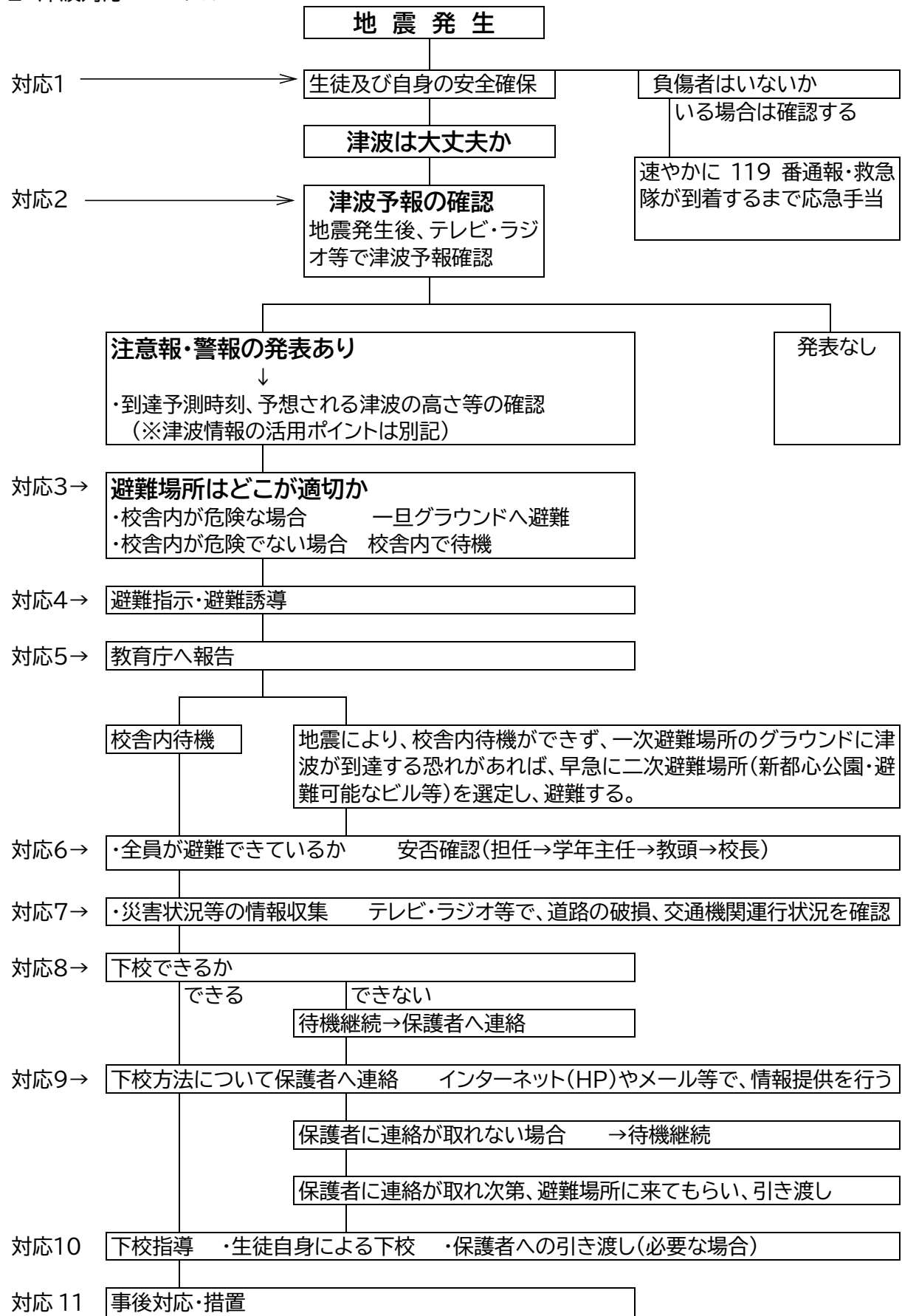
災害発生前 (日頃の備え)	1. 学校防災体制の充実 ・災害時の業務内容等の確認 ・施設・設備等の安全点検 ・避難路の安全確保、関係機関や地域との連携等 2. 防災教育の充実 ・指導方針・計画の策定と実施、教職員への研修等 3. 避難訓練等 ・非常事態想定の実施、救命講習、地域防災訓練への参加等
災 害 発 生	
発災から3日目 (応急対応期)	1. 学校災害対策本部の立ち上げ、教職員の参集 等 2. 生徒の安否確認、負傷・健康状態等の把握、心のケア 等 3. 教職員の安否、負傷状況、各種情報の収集、応急対応 等 4. 生徒の安否情報等の保護者等への連絡方法、生徒の保護と保護者等への引き渡し方法等 1. 学校施設の被害状況把握、安全確認、危険施設への立ち入り禁止措置や安全管理等 2. 避難所指定された学校施設の安全確認、避難所開設準備、避難所として施設が使用できない場合の対応等 3. 避難所開設、運営に伴う市との連携、連絡・調整 4. 学校での避難者の確認と避難者情報の管理、連絡、避難所運営のボランティアの受け入れ等
3日から1週間	1. 災害対策を継続的に行う職員、教職員の健康管理等 2. 外部応援要員、教職員等の派遣要請 3. 避難所運営の市、自主防災組織等への移行
1週間から1か月	1. 授業再開に伴う教室確保 2. 授業再開の教科書、学用品、救援物資等の調達・受け入れ 3. 授業再開に関する県・市等への支援要請等

【地震・津波対応マニュアル】

1 地震対応マニュアル



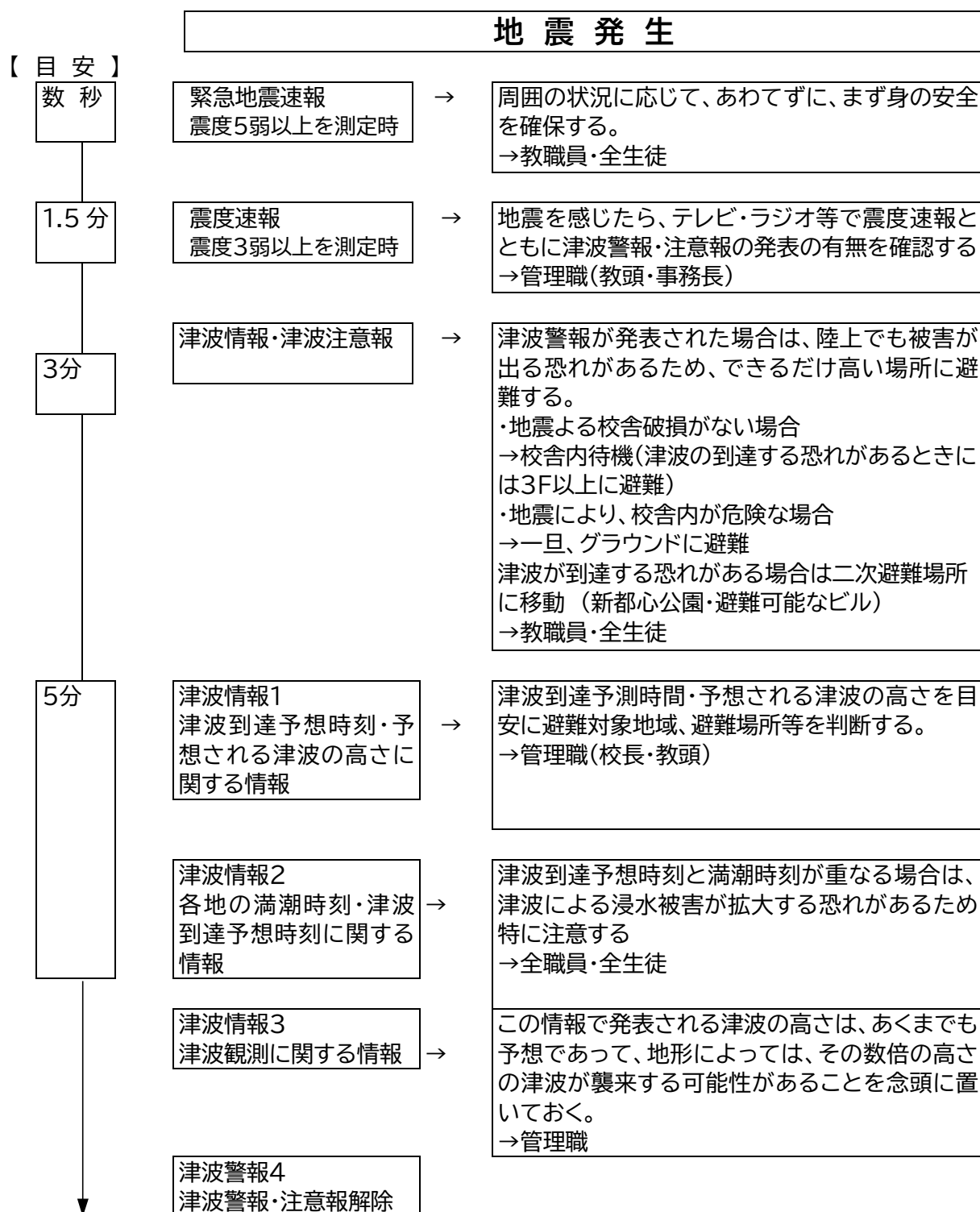
2 津波対応マニュアル



3 在校時以外における津波対応マニュアル

地震発生			
	登下校時	自宅(休日・夜間等)	校外学習時
生徒	○地震が収まった後、防災行政無線等の放送により津波発生の状況について確認する。 ○避難が必要な場合は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、近くのできるだけ高いビルや高台に急いで避難する。 ○避難場所からの移動は防災行政無線等の放送をよく聞いて、安全が確認された後に行う。 ○登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。(携帯電話・メール等を利用)	○地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波予報を確認する。 ○避難が必要な場合、市町村や地域が指定している避難場所へ急いで避難する。 ○緊急を要する場合は、近くのできるだけ高いビルや高台に急いで避難する。	○教職員の指示をよく聞いて急いで避難する。 ○教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高いところに急いで避難する。 ○避難後の行動について、教職員の指示に従う。
学校 教職員	○生徒の所在の確認と状況によっては、保護を行う。 ・校内 ・通学路 ・避難場所 ○保護者への引き渡しが必要な場合は、保護者に引き渡し場所に来てもらい、引き渡す。 ○学校の対応等について教育委員会へ状況を報告する。	○津波の発生や津波による災害が発生した場合は可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害状況報告等を行う。 ・生徒及び家族の安否確認 ・学校の被害状況の把握 ・教職員の安否確認	○引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、生徒を避難させ、状況を学校へ報告する。 ○学校は、引率教職員と連絡を取り、状況を把握し、必要な指示をする。 ○引率教職員は、避難完了後、人員確認等を行い学校へ報告する。 ○学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。また、対応等については、必要に応じて、保護者や教育委員会へ報告する。 ○引率教職員は、帰校及び現地解散の対応を行い、状況を学校へ報告する。 ○学校は、教育委員会へ状況を報告する。

4 地震発生直後からの津波情報の流れと情報活用ポイント



5 平常時における津波対応チェック項目

- ☐ 学校の所在地が津波の予想される地域にあるかどうかの確認
- ☐ 防災情報・防災対策等について、市役所・消防署等との連携
- ☐ 野外研修等を実施する際の事前実地調査を行うこと。
- ☐ 停電等による影響を想定し、ラジオ、通信機器、ハンドマイク等の準備を行っているか。
- ☐ 学校の重要書類、生徒名簿等はすぐに持ち出し可能か

- ☐ 生徒や教職員への非常時の情報伝達方法(緊急連絡網やメール、学校HP等)の準備
- ☐ 保護者に対する生徒の引き渡し方法の周知・確認
- ☐ 道路や通信手段が遮断され、生徒の下校、保護者への引渡しが困難になった場合の対応
- ☐ 廊下、階段、非常口などに避難の妨げになる障害物はないか
- ☐ 学校安全計画には、地震・津波防災に関する安全指導が組み込まれているか
- ☐ 地域の避難場所を生徒に確認させているか

【資料】

1 地震震度と被害

震度は、地震動の強さの程度を表すものです。気象庁が発表する震度は、震度計による観測値ですので、この表の被害状況を元に決定するものではありません。また、被害状況は一般的なものを記述していますので、地盤や地形などによって被害状況は変わってきます。

【震度階級状況】

0	人は揺れを感じない
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる ・ 眠っている人の一部が目覚ます ・ 電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる ・ 棚にある食器類が音を立てることがある ・ 電線が少し揺れる
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする ・ 眠っている人のほとんどが目覚ます ・ つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる ・ 座りの悪い置物が倒れることがある ・ 電線が大きく揺れる ・ 歩いている人も揺れを感じる ・ 自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる
5 弱	多くの人が身の安全を図ろうとする ・ 一部の人は行動に支障を感じる ・ つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類書棚の本が落ちることがある ・ 座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある ・ 窓ガラスが、割れて落ちることがある ・ 電柱が揺れているのがわかる ・ 補強されていないブロック塀が崩れることがある ・ 道路被害が生じることがある
5 強	非常な恐怖を感じる ・ 多くの人が行動に支障を感じる ・ 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる ・ テレビが台から落ちることがある ・ タンスなど重い家具が倒れることがある ・ 変形によりドアが開かなくなることがある ・ 一部の戸がはずれる ・ 補強されていないブロック塀の多くが崩れる ・ 据付が不十分な自動販売機が倒れることがある ・ 多くの墓石が倒れる ・ 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い
6 弱	立っていることが困難になる ・ 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する ・ 開かなくなるドアが多い

	・ かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない ・ 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する ・ 戸が外れて飛ぶことがある ・ 多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する ・ 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない ・ ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある ・ ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する ・ 補強されているブロック塀も破損するものがある

2 沖縄近海での津波予測(津波の発生と可能性)

地震が起きると、発生する可能性のあるのが津波です。津波は、はるか遠くで発生したとしても油断できません。ほぼ地球の裏側に位置するチリ沖で発生した津波が、沖縄にまで到達し、大きな被害を出したこともあります。また、1771 年に石垣島や宮古島を大津波が襲い、その津波の高さは 30 メートルから 40 メートルにまで達し、約 1 万 2 千人の人々が亡くなったという記録も残っています。

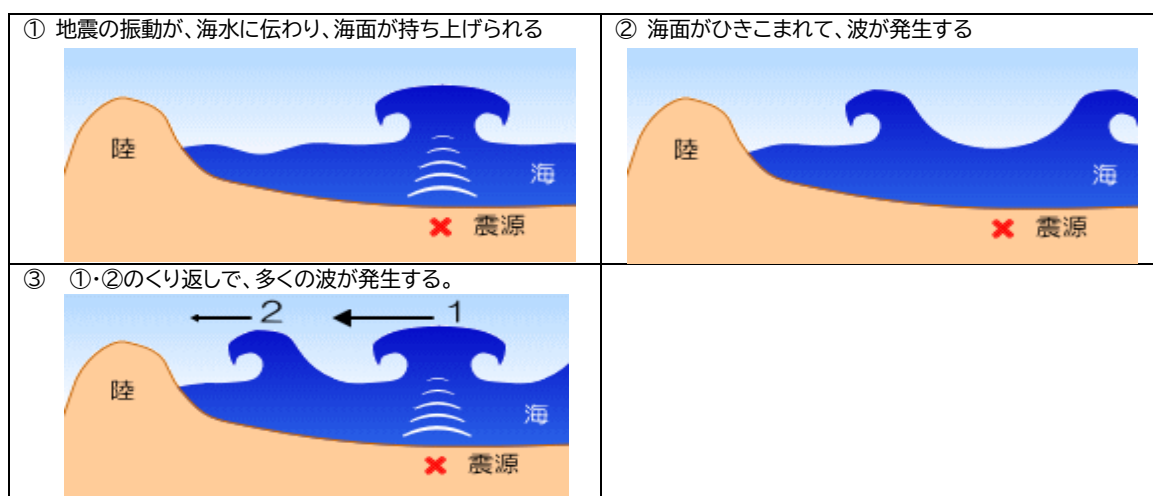
琉球大理学部の中村衛教授によると、沖縄があるユーラシアプレートに、太平洋側のフィリピン海プレートが沈み込む琉球海溝(沖縄本島沖)には、巨大地震を引き起こすひずみがたまっている恐れがあり、予測によると東海岸の広い範囲で20メートルを超える津波が発生する可能性があり、5階建ての建物に相当する標高15メートルの地域まで浸水する危険があると警鐘を鳴らしています。

その際に、西海岸にも波が回り込み、那覇市では10メートルに達する恐れがあるということです。

東日本大震災を引き起こした日本海溝付近から東北の三陸海岸までは約200キロ。対して琉球海溝から沖縄本島までの距離が約100キロと短いことから、中村准教授は津波は東日本大震災の半分の20分程度で本島へ到達するとみる。「高台に避難する時間はかなり短いだろう。従来は3階建ての建物が避難の目安だが、今後は6階建て程度の建物に目星を付ける必要がある。まずは3階に避難し、さらに上の階を目指す心積もりを」と強調しています。

3 津波の発生するしくみ

地震が海底近くで発生すると、その振動が海底に伝わり、さらにそこから海水に伝わります。この振動が海水にまで伝わると、海水が持ち上げられたり引き込まれたりして波が発生します。これが津波です。津波は四方八方に広がり、はるか遠くまで伝わる場合があります。



※津波は、図の①のように、海の底が深いところではジェット機なみの速さ(1秒で200メートル進む)で②のように陸の近くの底の浅い場所でも新幹線なみの速さで襲ってくる。

4 津波の特徴

現在の技術では、津波予報(津波が海岸までやってくる時間など)を発表するまで、3分程度時間が必要になります。そのため、3分以内に津波が襲ってくると、情報が間に合わないこともあります。海岸付近で強い揺れを感じた場合や、揺れは小さくても長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合には、ただちに海岸付近から離れ、高いところに避難しましょう。

■津波はジェット機なみの速さで襲ってくる！

津波の伝わる速さは海の深さによって変わってきます。海が深いと速く伝わり、沖合いではジェット機なみ、陸に近づいてからも新幹線なみの速さで襲ってきます。海岸で津波が見えてからでは逃げ切れません。

■津波はくり返し襲ってくる！

津波は1度だけではなく、くり返して襲ってきます。津波警報や注意報が解除されるまで警戒をゆるめないようにしましょう。

■津波は前ぶれなく襲ってくる！

昔から、「津波が来る前は潮が引く」と言われていますが、実際はそうではありません。最初に潮が引いて始まる津波と、潮が引かずに、急に襲ってくる津波の両方があります。潮が引かないからといって油断してはいけません。

■津波の破壊力はすさまじい！

沿岸で津波の高さが1メートルでも、津波はその数倍から、場合によっては10倍程度の高さまで陸を駆け登り、家や車をさらって行くけた違いの破壊力をもっています。

別添

【危機管理(フローチャート)】

- 1 授業中・部活動中の事故への対応
- 2 校外活動中の事故への対応
- 3 校内への不審者侵入への対応
- 4 学校周辺での不審者出没への対応
- 5 登下校中の交通事故(被害)への対応
- 6 熱中症への対応
- 7 感染症への対応
- 8 台風への対応
- 9 地震への対応
- 10 弾道ミサイルの発射への対応
- 11 学校に対する犯罪予告への対応

改訂概要	令和5(2023)年度	*J アラート発動の改訂に伴う変更 等
	令和6(2024)年度	

1 授業中・部活動中の事故への対応

令和6年1月版

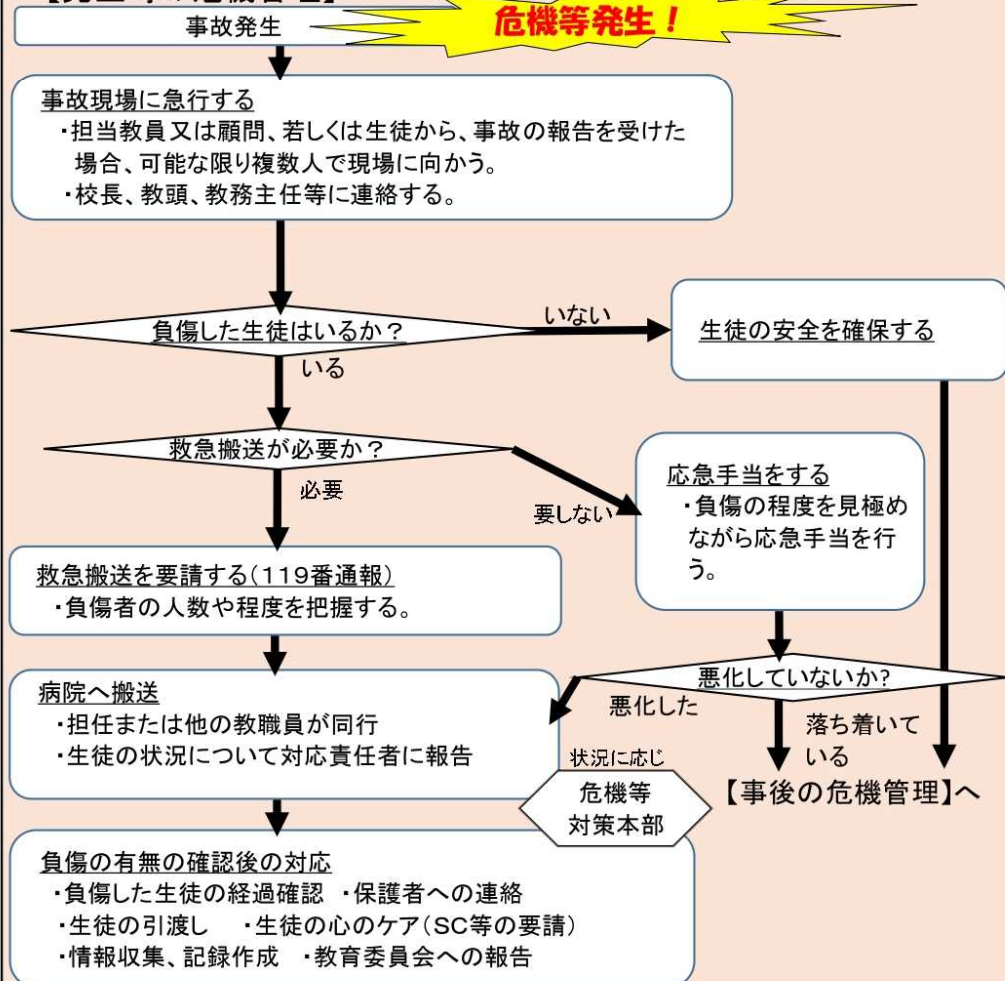
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) ☐ 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- ☐ AEDの稼働点検 ☐ 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

2 校外活動中の事故への対応

令和6年1月版

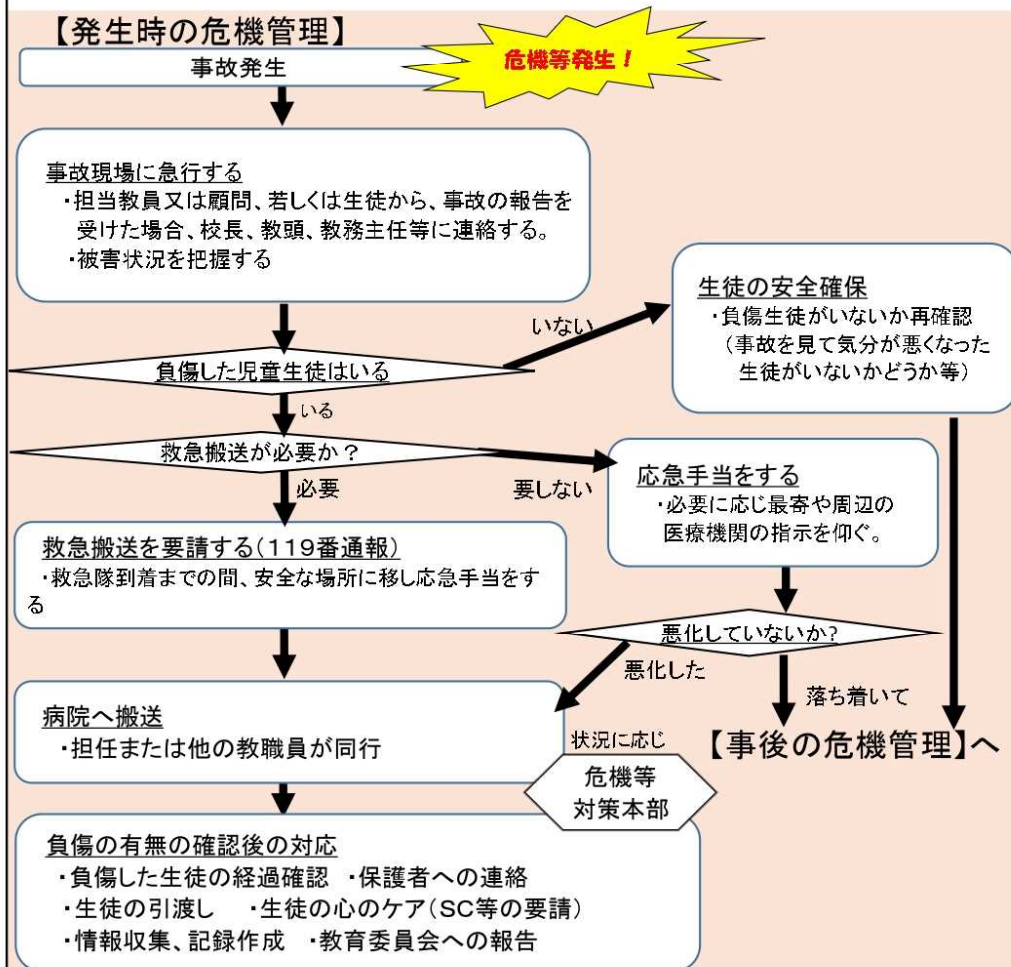
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- ☐ 学年または全生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- ☐ 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 緊急連絡体制(網)を教職員及び保護者間で確認・共有(宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。)

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

3 校内への不審者侵入への対応

令和6年1月版

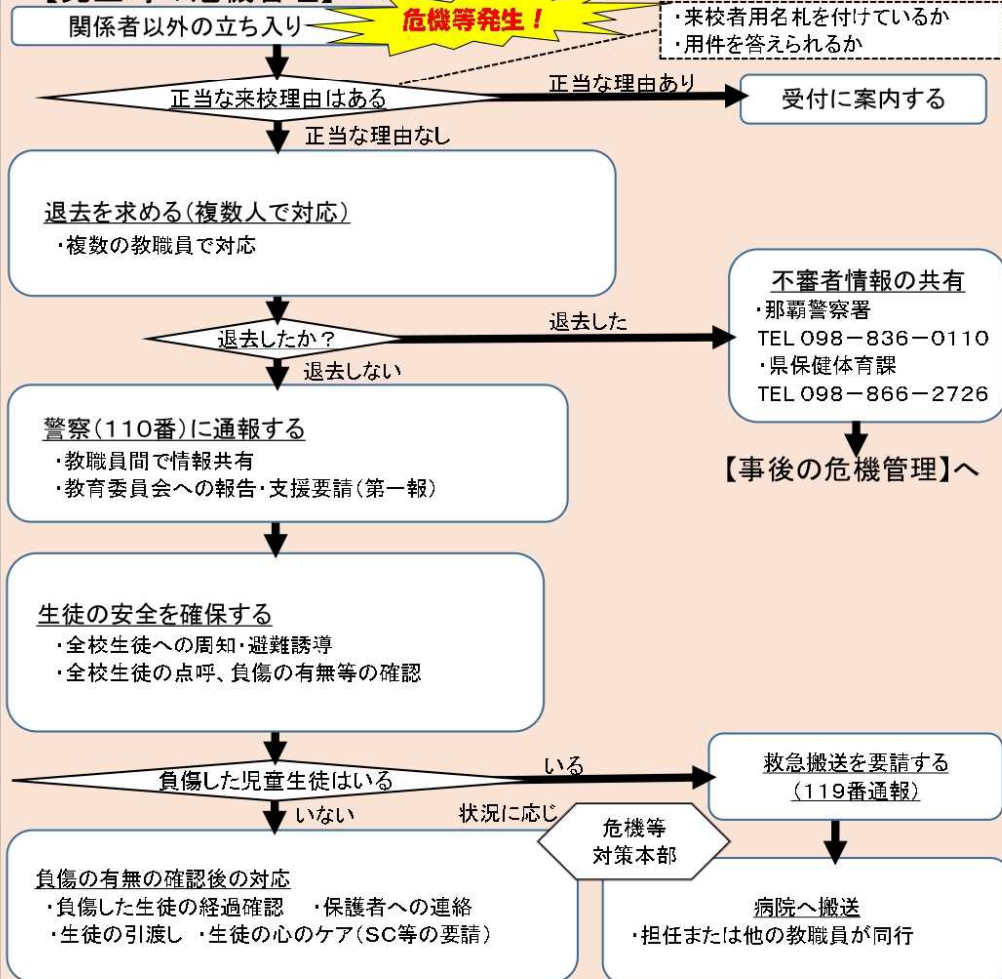
【対応方針】

- 生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない)。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- ☐ 防犯カメラの掲示確認 ☐ 来校者用受付簿、名札 ☐ 校内情報伝達体制の整備
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認 ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 沖縄県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

4 学校周辺での不審者出没への対応

令和6年1月版

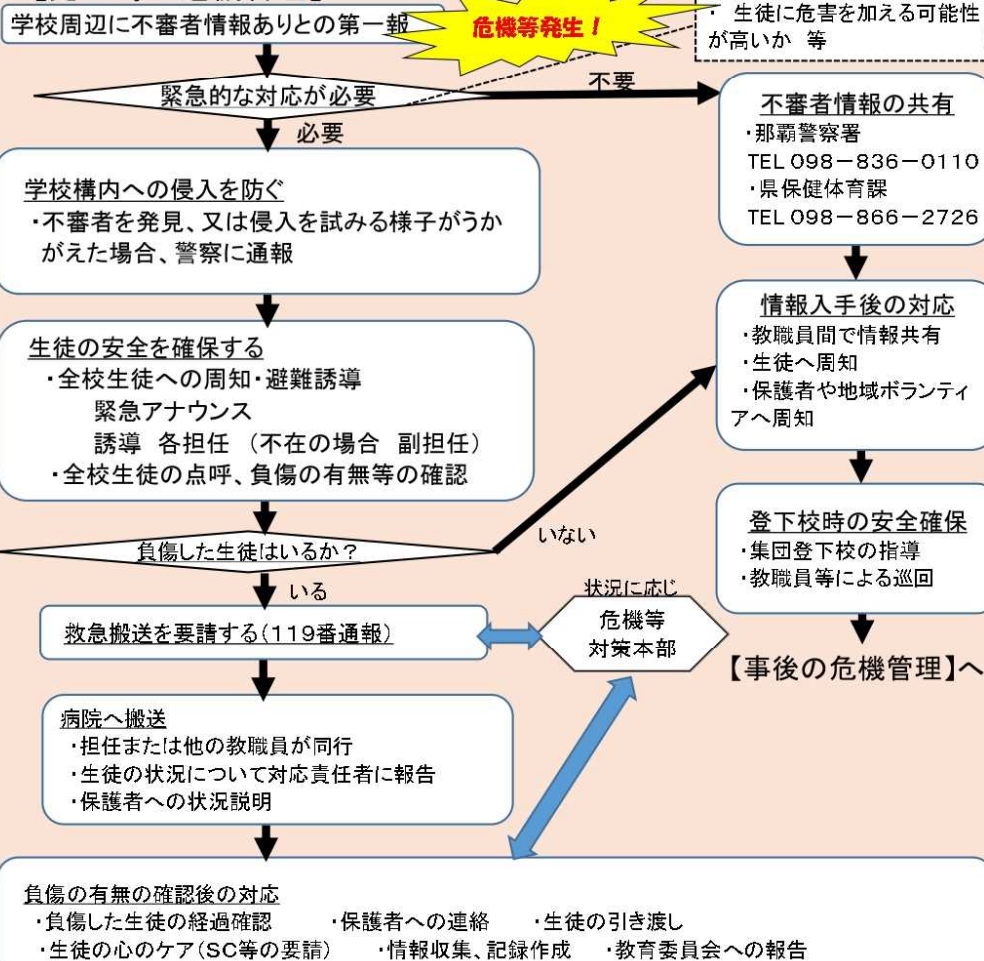
【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を生徒に周知し、生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- ☐ 校門、昇降口等出入口の施錠 ☐ 県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認
- ☐ 校内情報伝達体制の整備 ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 保護者等への引渡し方法確認 ☐ 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集(逮捕情報等) ☐ 関係機関への報告書作成 ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

5 登下校中の交通事故(被害)への対応

令和6年1月版

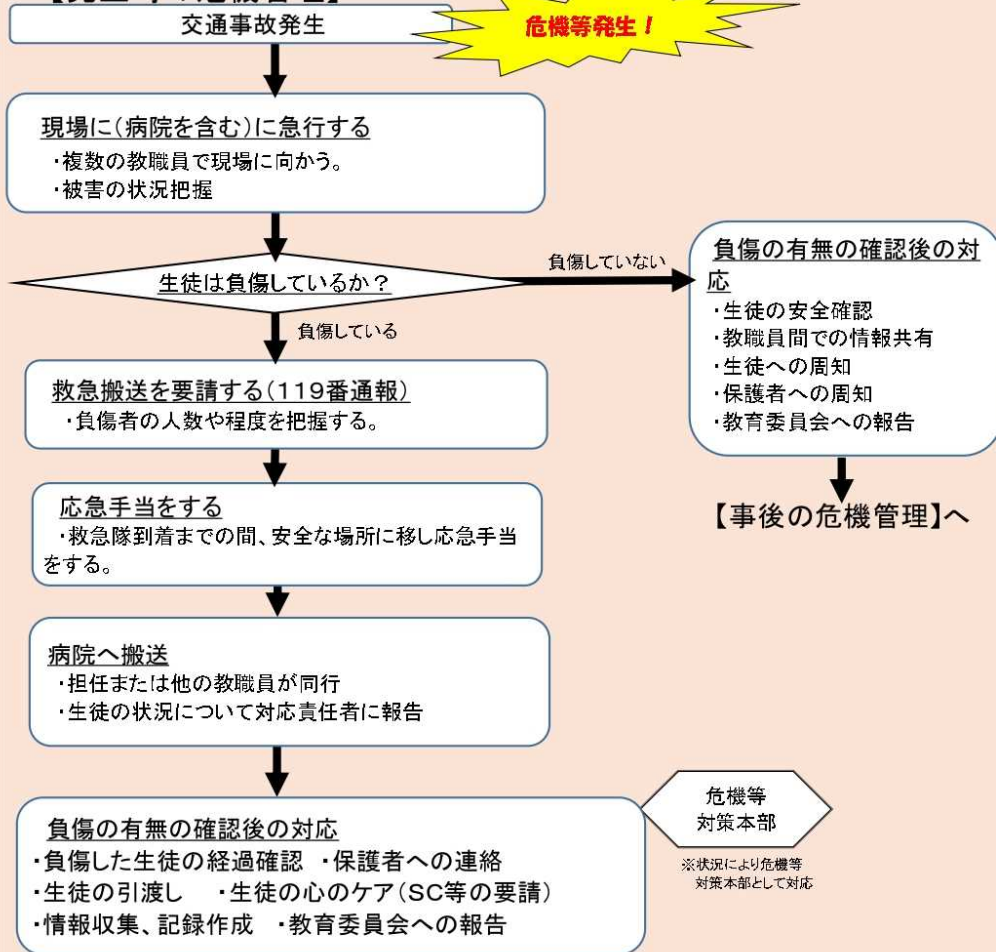
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 登下校方法の把握 ☐ 通学路の安全点検 ☐ 交通事故多発箇所の把握
- ☐ 生徒への交通安全講習等の実施 ☐ 生徒による通学路危険箇所の確認
- ☐ 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 交通安全講習等への反映 ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

6 熱中症への対応

令和6年1月版

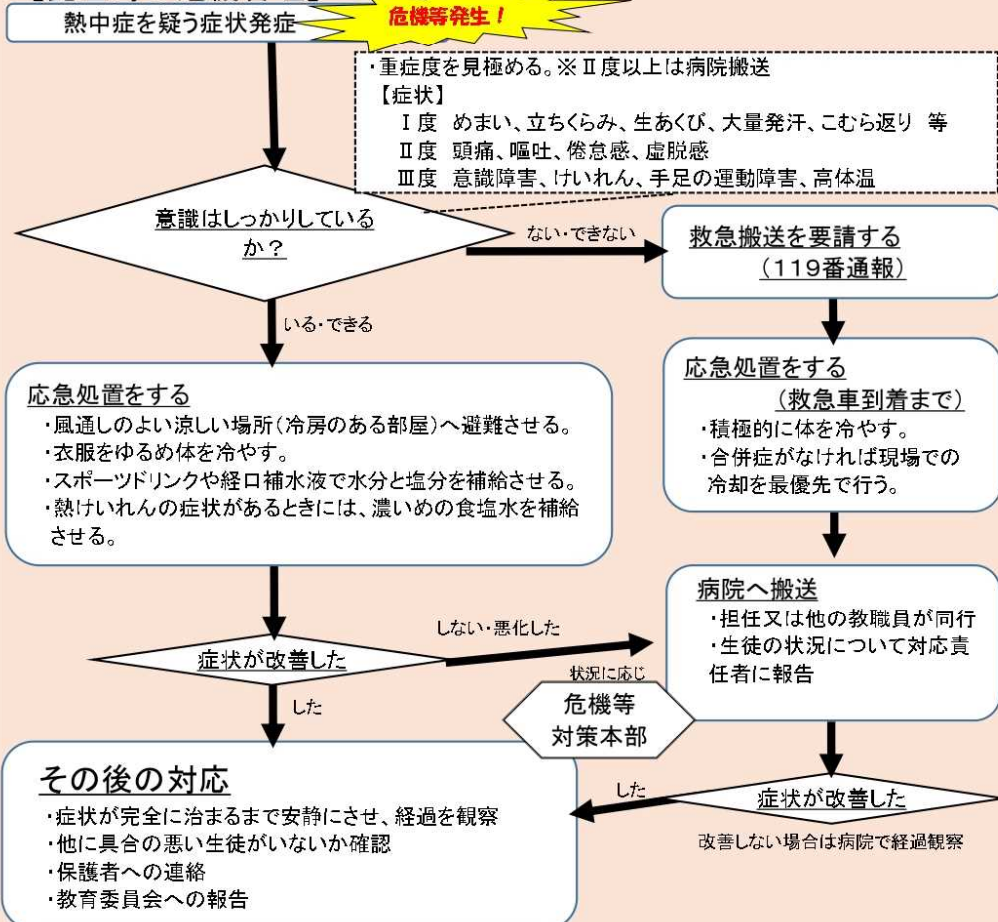
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したりWBGT測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある生徒が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある生徒の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- 暑さを避ける場所の確認・確保 □ 気象情報、熱中症予防情報の取得
- WBGT測定器による計測 □ WBGT測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更等)
- 保健指導の実施 □ 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合)

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 保護者会の開催(複数の生徒が発症した場合等、状況に応じて) □ 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

7 感染症への対応

令和6年1月版

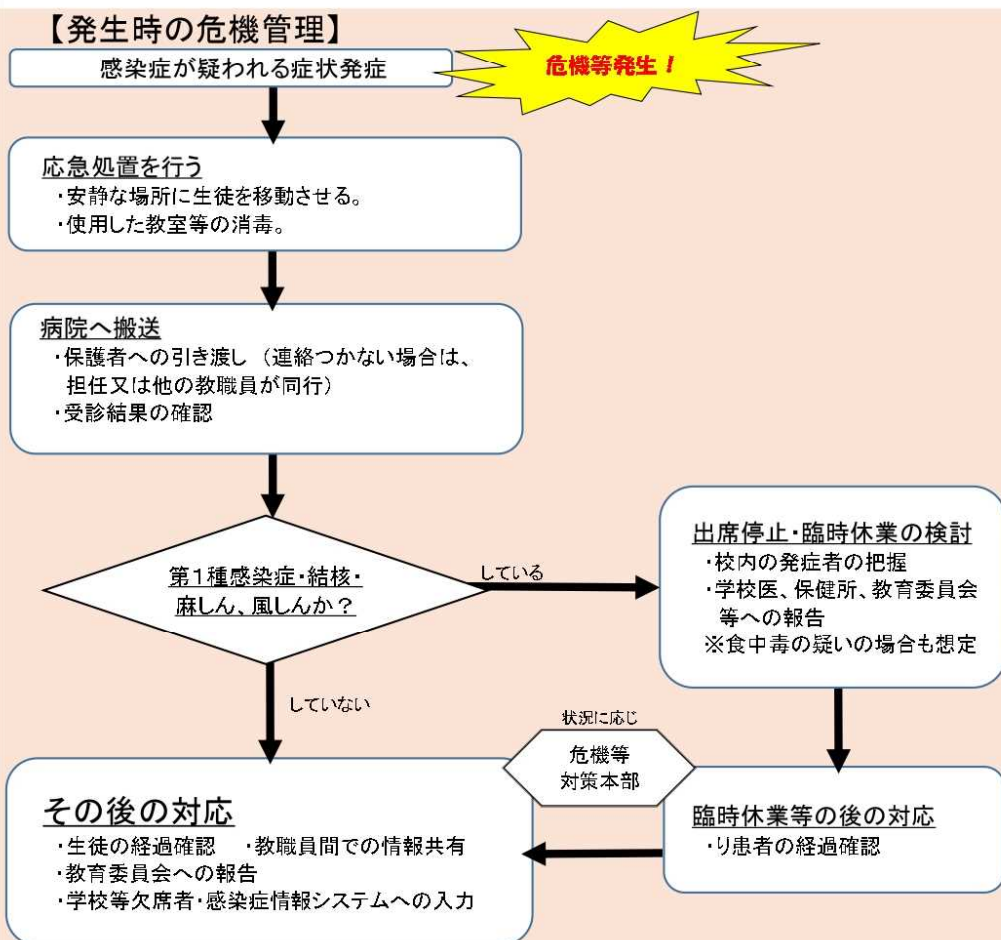
【対応方針】

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒に対する保健指導(手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発)
- ☐ 教職員による健康観察

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 健康診断の実施 ☐ 環境衛生検査の実施 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成(状況による)
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者への通知 ☐ 学校保健計画等への反映
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

8 台風への対応

令和6年1月版

【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。

【事前の危機管理】

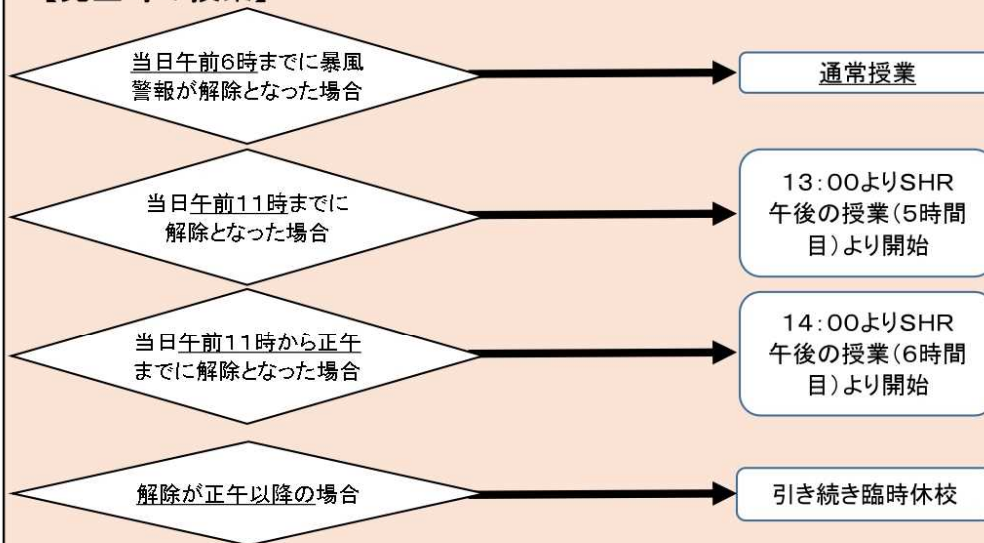
- ☐ 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 公共交通機関の運行情報を確認(遅延が計画されているか等)
- ☐ 学校設備の点検等
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【生徒への連絡】

暴風(特別)警報発令

臨時休校とします。(バスが運行していたとしても、登校はしない)
台風情報については、マスコミ(NHK や民法放送局)で最新の情報を確認して下さい。
また、Teams や本校ホームページ等もご確認下さい。
学校への電話等によるお問い合わせは、特別な場合をのぞきできるだけお控え下さい。
状況によっては判断が変わる場合があります。その際は、Teams 等で連絡します。

【発生時の授業】



【その後の対応】

- 遅刻や欠席の取り扱いは、通学区内の天候や交通事情などの状況を考慮して、弾力的に扱う。
- 暴風(特別)警報解除後の登校は、解除されたからといっても、急に強風が吹いたり、大雨になることがある。解除後の登校の際は、十分気をつけさせる。

【事後の危機管理】

- ☐ 教育委員会へ被害状況の報告

9 地震への対応

令和6年1月版

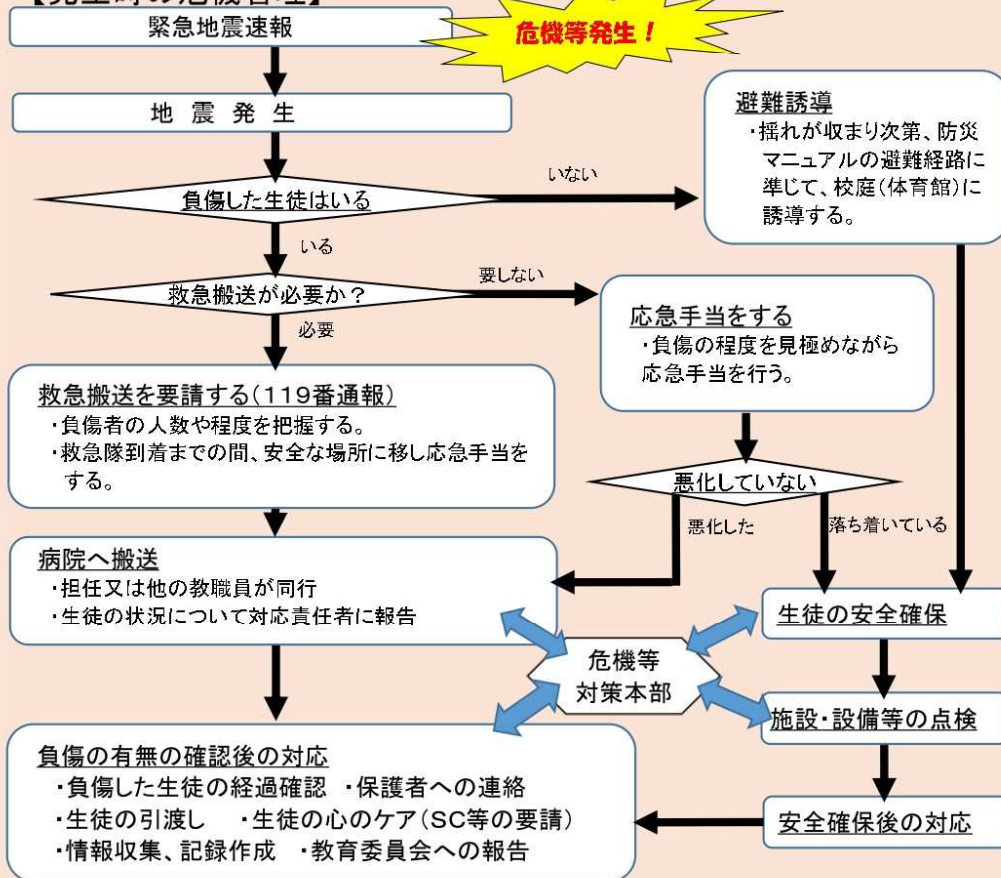
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校防災体制の整備 ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認 ☐ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 夜間・休日等の対応 ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成 ☐ 防災教育(振り返り)の実施

10 弾道ミサイルの発射への対応

令和6年1月版

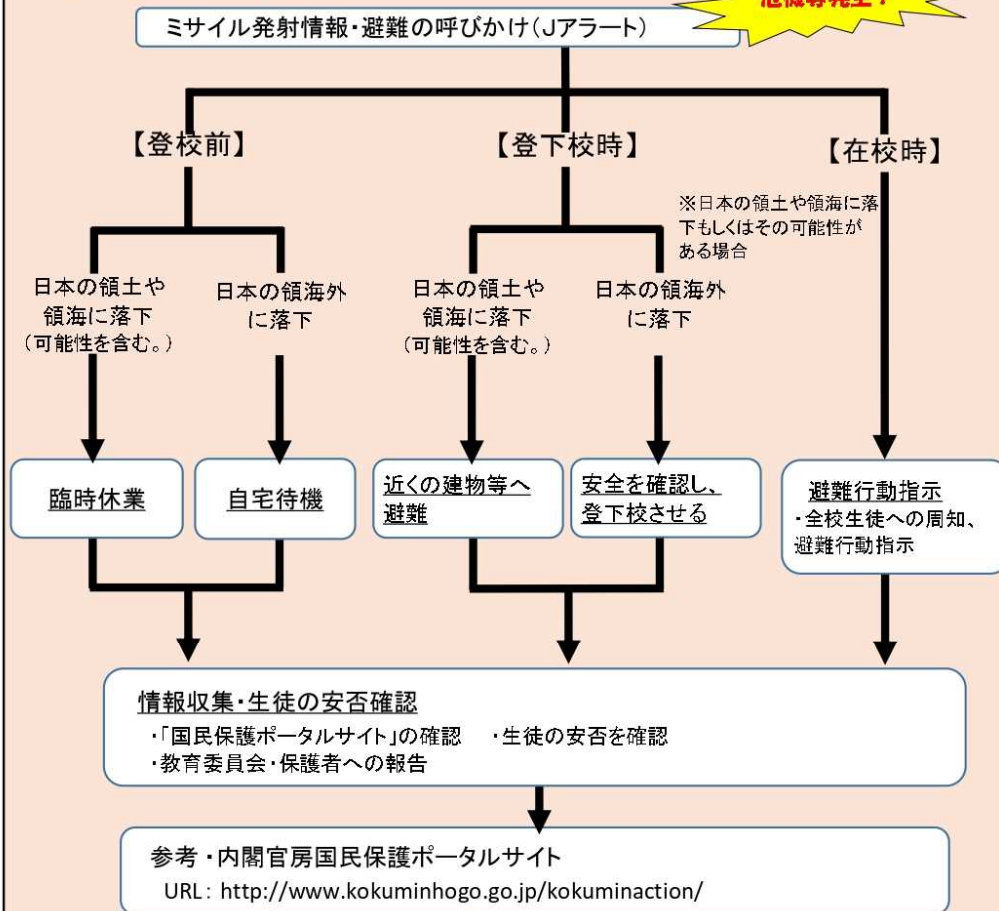
【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、生徒の安全確保を図る。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒、保護者等への連絡体制の整備
- ☐ 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- ☐ 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

11 学校に対する犯罪予告への対応

令和6年1月版

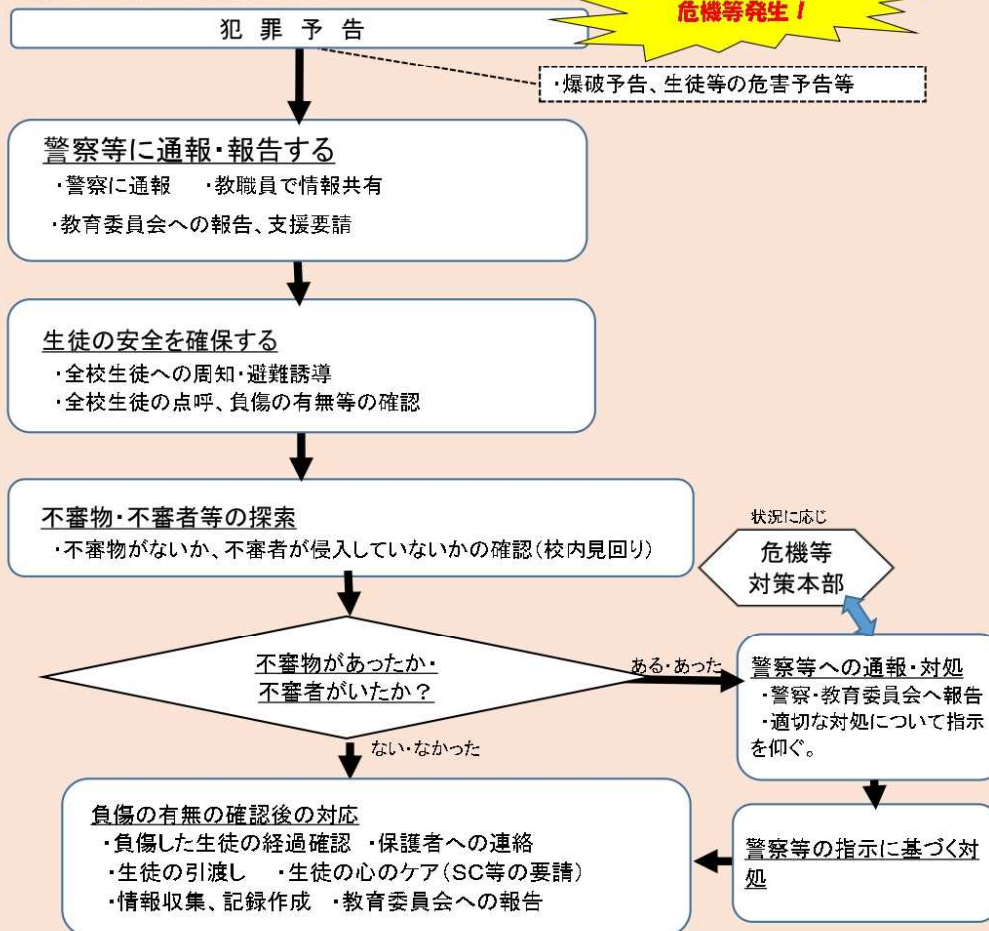
【対応方針】

- 警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- ☐ 警察等関係機関との連携体制の構築
- ☐ 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施
- ☐ 備品管理の徹底
- ☐ 出入口の施錠
- ☐ 県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認
- ☐ 校内情報伝達体制の整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集(逮捕情報等)
- ☐ 関係機関への報告書作成
- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映